○建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

（平成二十七年一月二十九日）

（国土交通省告示第百八十九号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イに基づき、この告示を制定する。

建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第二号に掲げる建築物（高さが三十一メートル以下のものに限る。）が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ　建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ　イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

二　建築基準法第二十条第一項第三号に掲げる建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ又はロに該当するもの

イ　前号イ及びロに定める基準に該当するもの

ロ　次の（1）及び（2）に該当するもの

（1）　建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

（2）　（1）の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。